

## 川棚町農業委員会委員募集要領

川棚町は、令和5年7月20日付けで農業委員を任命いたしました。定数に満たないため、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)及び川棚町農業委員会委員の選任に関する規則(平成28年規則第23号。以下「規則」という。)に基づき、候補者を下記のとおり募集いたします。

募 集 人 員	1名
推 薦 ・ 応 募 資 格	<p>農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができるもので、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 川棚町に住所を有する者(ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。)</p> <p>(2) 川棚町が設置する他の附属機関等の委員でない者</p> <p>(3) 川棚町職員でない者</p> <p>※川棚町農業委員会委員の選任に関する規則(平成28年規則第23号)</p>
任 期	<p>自 令和 5年12月頃(予定)</p> <p>至 令和 8年 7月19日</p>
報 酬	<p>会 長 年額 276,800円</p> <p>委 員 年額 226,500円</p> <p>※特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第16号)</p>
主 な 業 務	<p>(1) 担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消の推進、新規就農・新規参入の促進といった農地利用の最適化の推進に関する業務</p> <p>(2) 農地利用最適化の推進に関する指針の作成・変更</p> <p>(3) 農地利用最適化推進委員と連携し、違反転用の指導や農地パトロールなどの現場活動</p> <p>(4) 農地の現地確認や調査、農地の所有者などからの相談活動など農地法及び関連法に基づく審査、許可等業務</p> <p>これらに関連する現地調査を含む各種調査等を行い、総会に出席をし、議案の審議等を行います。</p>
推 薦 ・ 応 募 方 法	<p>(1) 推薦 ①規則第4条第1号に規定する農業者からの推薦にあたっては、農業者等2人以上が連名した推薦届出書により推薦する。</p> <p>②規則第4条第2号の規定する団体等からの推薦にあたっては、当該団体等の代表者からの推薦届出書により推薦する。</p> <p>(2) 一般募集 ①応募届出書により応募する。</p>
募 集 期 間	<p>自 令和 5年10月25日(水)</p> <p>至 令和 5年11月21日(火)</p>
公 表	<p>推薦した者、推薦を受けた者、応募した者の氏名、職業、年齢等を募集期間の中間及び募集期間終了後に町ホームページ等で公表します。</p>
応 募 推 薦 用 紙 の 入 手 ・ 提 出 先	<p>川棚町 産業振興課 農林水産係 〒859-3692 東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1</p> <p>TEL:0956-82-5414 / FAX:0956-26-6125</p>